

## この本の特色

この本は、5年の復習と6年の夏休み前までの内容を中心に、重要な内容を厳選して取り扱ったテキストです。各課とも、最初の1ページで重要なポイントをおさえ、残りの3ページの確認問題と練習問題で知識を定着させるという流れになっています。

1課に1枚の別冊確認テストと、この本全体の総合確認テストがついています。各課の理解度チェックはもちろん、総復習や家庭学習にも役立ちます。

## この本の使い方

- ポイント整理**…………その課でしっかりと覚えておかなくてはならないことがらをまとめています。
- 確認問題**…………「ポイント整理」で学習した内容を確認するための問題です。
- 練習問題**…………「ポイント整理」「確認問題」で学んだ内容をもう一度確認するための問題です。ここで完全に自分のものにしてください。
- 総合問題**…………本書の総まとめの問題です。本書で学んだ内容を完成させましょう。
- 社会を楽しもう**…………これまでに学んだ内容について、資料や図から読み取って答える問題です。よく考えて、簡単な文にまとめる問題にトライしてみましょう。

## もくじ

### 小6社会

5年の復習①	2
5年の復習②	4
5年の復習③	6
5年の復習④	8
1 日本国憲法	10
2 国の政治のしくみ	14
3 身近なくらしと政治	18
4 日本のなりたちと国の統一	22
5 平城京と平安京	26
6 武士のおこりと鎌倉幕府	30
総合問題①	34
総合問題②	36
社会を楽しもう	38
重要語句のまとめ	40

# ③ 身近な暮らしと政治

見方・考え方  
身近な暮らしとむすびつけ

地方自治の進め方や選挙と政治の関係を理解しよう！

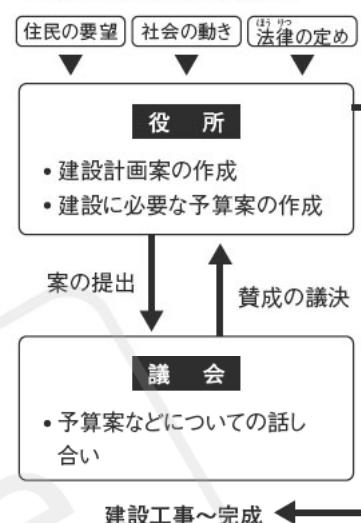
## ① 身近な地域の政治

- (1) 公共施設ができるまで…公共の施設をつくってほしいなどの地域の人々の願いが、地方公共団体(都道府県や市〈区〉町村)の政治の働きになる。地域の役所(都道府県庁、市〈区〉役所、町村役場)では住民などの意見を聞いた上で、文化施設や福祉施設を建設する場所や施設の大きさ、建設にかかる費用などを調査して、建設計画案や予算案を立てて地方議会(都道府県議会、市〈区〉町村議会)に提出する。地方議会が賛成の議決をすれば、その施設の建設が進められる。
- (2) 地方自治…地方公共団体で、地域の住民が自分たちの手で問題を解決していく政治のあり方。そのために、地方公共団体にはその地域だけで通用する条例というきまりがある。条例は地方議会が制定している。
- (3) 地方公共団体の収入と支出…地域の住民や会社が納める税金、国から受ける補助金、借り入れ金などの収入をもとにして、公共施設の建設や福祉・教育・ごみの収集・消防など地方公共団体が行う仕事のために支出する。

## ② 選挙と政治

- (1) 選挙…国民は、18歳になると選挙権けんがあたえられ、国会議員や地方議会の議員などを選ぶことができる。また、一定の年令になると選挙に立候補できる被選挙権ひせんきょけんもあたえられる。議員に選ばれた人は、人々の願いを実現するために国会や地方議会で行われる議論や議決に参加する。
- ・住民投票：地方公共団体が、その地域に住む人々の暮らしに深くかかわる問題について、住民の意思を問うために行う投票。
- (2) 投票…選挙では、自分の願いを実行してくれる立候補者に票を入れ、多くの票が入った立候補者が当選する。そのため立候補者の主張や公約を知ること、立候補者が属している政党の考え方注意することが大切になる。
- ・公約：立候補者が、当選したときに行いますという約束。
  - ・政党：政治に対して同じ考え方を持つ人々の集まり。
- (3) 世論…政治や社会についての世間一般の意見のこと。選挙は、この世論とともに政治を動かす大きな力となる。しかし、最近は投票に行かない人が増えていることが問題になっている。

### ▼公共施設ができるまで



### ▼地方公共団体の収入

- 地方税…その地域の住民や会社が納める税金。
- 地方交付税…国から地方公共団体に出される補助金。
- 国庫支出金…国が使い道を決めて地方公共団体に出す補助金。
- 地方債…地方公共団体が借り入れる借金。

### ▼選挙権と被選挙権

	選挙の種類	選挙権	被選挙権
国	衆議院議員	18才以上	25才以上
	参議院議員		30才以上
地方公共団体	都道府県知事	18才以上の国民	30才以上
	市〈区〉町村長		25才以上
都道府県議会議員		25才以上	
	市〈区〉町村議会議員		

# 確認問題

- 1 地方公共団体の政治について、次の日本国憲法の条文中の  にあてはまる言葉を書きなさい。 →①・②

第92条 地方公共団体の組織および運営に関する事項は、① の本旨<sup>ほんし</sup>\*にもとづいて、法律でこれを定める。

\* ① の本旨…地域の住民が自分たちの手で問題を解決していく政治のあり方である① を本来の目的にしていること。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務や政治を行う役割<sup>やくわり</sup>を持ち、法律の範囲内<sup>はんい</sup>で② という独自のきまりを制定することができる。

第95条 1つの地方公共団体のみに適用される特別な法律を制定する場合、法律の定めるところにより、その地方公共団体が③ を行って過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。  
(要約)

1

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

2

→②

選挙の種類		選挙権	<input type="checkbox"/> ①
国	衆議院議員	<input type="checkbox"/> ② 才以上的国民	<input type="checkbox"/> ③ 才以上
	参議院議員		<input type="checkbox"/> ④ 才以上
地方公共団体	都道府県知事	<input type="checkbox"/> ② 才以上的国民	<input type="checkbox"/> ⑤ 才以上
	市〈区〉町村長		<input type="checkbox"/> ⑥ 才以上
	都道府県議會議員		<input type="checkbox"/> ⑦ 才以上
	市〈区〉町村議會議員		<input type="checkbox"/> ⑧ 才以上

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3)(4) \_\_\_\_\_

(4) \_\_\_\_\_

(5) \_\_\_\_\_

(6) \_\_\_\_\_

(7) \_\_\_\_\_

(8) \_\_\_\_\_

- (1) 表中の① には選挙に立候補する権利、つまり選挙で選ばれる権利を表す言葉があてはまります。この言葉を書きなさい。

- (2) 表中の② にあてはまる数字を書きなさい。

- (3) 表中の③ ~ ⑧ にあてはまる数字を、次の語群から1つずつ選びなさい。ただし、同じ数字を何回使ってもよいものとします。

〔語群〕	20	25	30	35
	40	45	50	

# 練習問題

## 1 地方公共団体の政治 次の文章を読んで、あとの問い合わせに答えなさい。

太郎さんが住んでいる地域には、図書館がないので、図書館を建設してもらうための働きかけをすることになりました。太郎さんは同じ小学校に通う友だちといっしょに署名運動を行い、集まった署名を市役所に持って行きました。市役所の担当の人は、地域の人々が図書館を建設してほしいと願っていることを理解して、その図書館の建設計画案を立て、建設にかかる費用を調査して①案を作って⑤市議会に提出しました。しかし③市議会は図書館の建設を認めませんでした。そこで建設計画案を練り直して再提出すると、今度は図書館の建設が認められたので工事が始まりました。

## 1

	①	
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		

□(1) 線部④は、地域の役所が市にある場合のよび方ですが、都道府県にある場合は都道府県①、町村にある場合は町村②とよばれます。①・②にあてはまることばをそれぞれ書きなさい。

□(2) ⑤にあてはまることばを書きなさい。

□(3) 線部⑦について、都道府県議会や市(区)町村議会をまとめて何といいますか。

□(4) 線部③の理由としてまちがっているものを、次のア～ウから1つ選び、記号で答えなさい。

ア 国が反対したから。

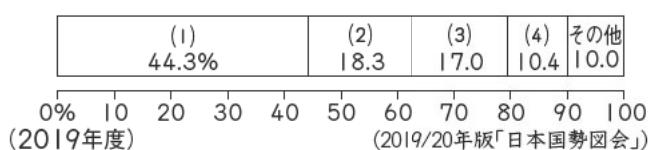
イ 市議会が反対の議決をしたから。

ウ 図書館の建設計画案が市の条例に違反するものだったから。

2 地方公共団体の財政 右下のグラフは、地方公共団体の収入を示しています。次の説明文を参考にして、グラフ中の(1)～(4)にあてはまるこ**とば**をそれぞれ書きなさい。

□(1) 住民税や 地方公共団体の収入

固定資産税  
など、地域  
の住民や会  
社が納める



## 2

(1)	
(2)	
(3)	
(4)	

税金をまとめてよぶことばです。

□(2) 国から地方公共団体に出される補助金ですが、地方公共団体が自由に使い道を決めていいことになっています。

□(3) 国から地方公共団体に出される補助金ですが、あらかじめ使い道が決められています。

□(4) 地方公共団体が収入の不足を補うために、証券会社や金融機関などを通じて借り入れる借金のことです。

**③ 選挙** 次の各文の \_\_\_\_\_ 線部が正しければ○、まちがっていれば正しいことばを書きなさい。

- (1) 国民はだれでも20才になると選挙権をあたえられ、投票に行くことができる。
- (2) 参議院議員をめざす場合、25才以上の国民は立候補することができる。
- (3) 都道府県の知事をめざす場合、30才以上の国民は立候補することができる。
- (4) 都道府県議会の議員をめざす場合、20才以上の国民は立候補することができる。
- (5) 地方公共団体は、その地域に住む人々の暮らしに深くかかわる問題について、住民投票を行って、地域の住民の意思を問うことがある。

**④ 選挙と政治** 次郎さんは、選挙に行ってお父さんと話をしました。次の会話文を読んで、あとの問い合わせに答えなさい。

次郎さん「お父さん、今日の選挙ではだれに投票したの？」

お父さん「だれに投票したかは言えないけど、 ④ 立候補者に投票したよ。」

次郎さん「そうなんだ。お父さんはその立候補者のどこがいいと思ったの？」

お父さん「そうだなあ、選挙に立候補した人たちの私が当選したら ⑤ こういうことを行いますという約束を読み比べて、この人がいいなと思ったんだよ。」

次郎さん「その立候補者がどんな政治をめざしているかがわかるね。」

お父さん「あとはその立候補者が属している政党の考え方にも注意したよ。当選したら政党の決定に従わなければならない場合があるからね。」

- (1)  ④ にあてはまることばとして最も重要と考えられるものを、次のア～ウから1つ選び、記号で答えなさい。

ア 人当たりがよさそうな

イ はっきりした意見を持っていそうな

ウ 自分の願いを実行してくれそうな

- (2) \_\_\_\_\_ 線部⑤の約束のこと何といいますか。

- (3) \_\_\_\_\_ 線部⑥の説明にあてはまるものを、次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

ア 政治についての世間一般の意見。いっぽん

イ 国の政治を行っている内閣の考え。ないかく

ウ 政治についてさまざまな考え方を持つ人の集まり。

エ 政治について同じ考え方を持つ人の集まり。

**③**

(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

**④**

(1)	
(2)	
(3)	